

「投資リスクについて」

・損失発生リスクとその発生理由

利率有期保証特約は、年金資産の全部または一部を充当することにより設定される単位保険口ごとに、金利水準と期間に応じた予定利率を設定するしくみの商品です。

単位保険口の期間の途中で解約する場合、解約時の金利水準によっては、解約充当金が解約時の積立金(責任準備金)や単位保険口への充当金(元本)を下回ることがあります。

これは、解約時の市場金利が資金投入時の市場金利と比べて上昇(運用する債券の価格が下落)した場合に発生する運用債券の売却損について、ご契約者に応分の額を負担いただくしくみによるものです。

※詳細につきましては、契約締結前交付書面をご参照ください。

・その他留意すべき不利益事項

保険業法第240条の2の定めに基づき、当社の業務または財産の状況の変化により、責任準備金の削減その他契約条件の変更を行うことがあります。

当社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。

保険契約者保護の措置の詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構： TEL 03-3286-2820 HPアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

・募集人の権限明示

当社の担当者(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して、当社が承諾したときに有効に成立します。

・契約内容を十分に理解いただくための事項

ご契約の際には、必ず約款をご覧ください。

・株式会社に関する事項

＜株式会社について＞

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、当社は株式会社です。株式会社は、株主の出資により運営されるものであり、株式会社のご契約者は相互会社のご契約者のように、「社員」(構成員)として会社の運営に参加することはできません。

・引受保険会社

大樹生命保険株式会社 東京都千代田区大手町2-1-1 03-6831-8000(代表)